

議会の会期等の見直し (定例会年2回制)

三重県

人口：1,856,282人

面積：5,761.45km²

担当部署：議事課

概要

議会の機能を強化するため、会期等の見直しを行い、定例会の招集回数に関する条例を改正して平成20年から定例会の招集回数を年4回から年2回に改めるとともに、会期日数を大幅に増やして議事運営の弾力的、効率的な運用を図る。

選定理由

(総務省コメント)

都道府県では初めて、年4回だった定例会を年2回に変更した事例。審議期間が長くなることや本会議、委員会の開催回数が多くなるなど、議会活動が活発な点を評価し、選定した。

背景

平成18年12月に制定した三重県議会基本条例で、監視・評価機能、政策立案機能の強化を図るための積極的な議員相互の討議や県民の意向を議会活動に反映するための県民の参画機会の確保に努めることを規定した。

三重県議会の平成18年の年間会期日数は106日で、都道府県議会では全国で2番目の長さであったが、議事運営上、次のような問題点や課題があり、現行の定例会の招集回数や

会期日数等について見直しを行い、運営方法を改善していく必要があった。

- ① 現行の限られた会期日数の中では、十分な審議時間が確保されておらず、特に実質1日間の常任委員会の審議では、知事提出の議案を審査して議決するのが精一杯で、委員会で討議して議案を発議したり修正したりしていくことが難しい。
- ② 参考人の招致や公聴会の開催など、県民や学識経験者等の意見を議会の審議に反映するための制度が十分活用されていない。
- ③ 議員間討議により、議会から条例案等の政策立案、積極的な政策提言などを行っていかうとすると、現状の年4回の定例会の会期では時間が足りない。
- ④ 議案に関する質疑の時間が十分に確保されていない。
- ⑤ 毎年度必ず行わなければならない決算の審査、予算の調査等が、閉会中の付託委員会の継続審査・調査として行われている。
- ⑥ 閉会中には、重要な議案であっても知事が専決処分しているものがあり、議会のチェック機能が働いていない。
- ⑦ 閉会中にも、特別委員会、検討会等が多く開かれ、多数の議員が登庁している。

具体的内容

平成19年6月、議員10人で構成する「会期に関する検討プロジェクトチーム」を設置し、定例会の招集回数、会期日数等の見直しについて調査、検討を進めた。

会期等の見直しに当たっては、①議会の機能を強化するものとなること、②県民サービスの向上につながること、③経費の大きな増加とならないことの3点を基本的な考え方として検討を行い、同年12月に報告書を取りまとめた。

同年12月20日、「定例会の招集回数に関する条例」の一部改正を全会一致で可決し、平成20年から定例会の招集回数を年4回から年2回に改めた。

主な取組の内容は次のとおりである。

(1) 定例会の招集回数及び会期

平成20年から定例会の招集回数を年4回から年2回に改め、第1回定例会を2月中旬から6月下旬までの130日程度、第2回定例会を9月上旬から12月中旬までの110日程度とし、年間会期日数を240日程度とする。

(2) 本会議の運営方法等

- ① 定例会の招集日、本会議開催日等の日程は、議会と執行部で事前に協議、調整を行う。
- ② 随時に議案を提出できるよう、従来合わせて行っていた「議案に関する質疑」と「県政に対する質問」を分離して行うこととし、「県政に対する質問」の実施時期、回数（年4回）、時間等は概ね従来どおりとする。
- ③ 急施を要する議案等の審議は、先議を行うなど柔軟な運営を行う。
- ④ 請願・陳情の提出期限は、従来どおり年4回を維持する。

- ⑤ 本会議に出席を求める執行部説明員は、審議内容に応じて出席を求めない、あるいはその範囲を縮小する。

(3) 委員会の運営方法等

- ① 毎年5月の委員改選後に、所管事項概要に関する調査を行い、委員会の年間活動計画を作成して計画的かつ効率的な運営を行う。
- ② 会期中の常任委員会の開催日数を増やし、余裕を持った日程とする。
- ③ 審査、調査は、事件、事項ごとに質疑、質問等を行い、論点を明確にして議員間討議の機会を増やす。
- ④ 県民の利害に関わる議案、請願の審査等に当たっては、参考人の招致や公聴会の開催などにより、県民の意見を審議に反映させる。

(4) 本会議、委員会等の開催経費等

議員に対する費用弁償の支給対象となっていた会期中の議案精読等に係る登庁については、支給対象としない。

【参考：会期等の見直しについての概要】

会期等の見直しについての概要

見直しに当たっての基本的な考え方

議会の機能を強化するものとなること

県民サービスの向上につながる事

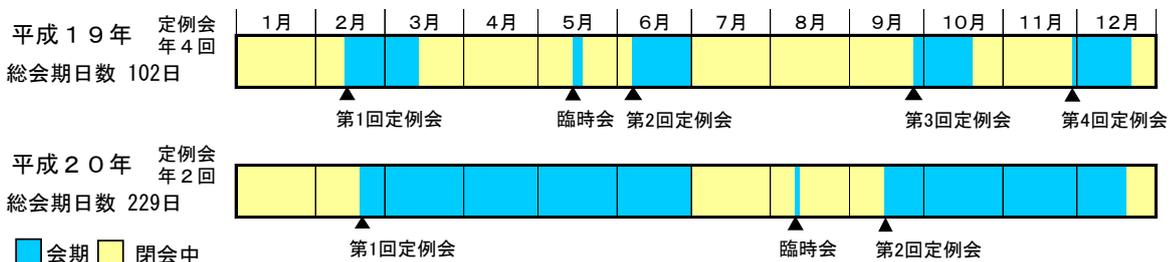
経費の大きな増加としないこと

見直し項目の主な内容

- (1) **定例会の回数及び会期**
招集回数を年4回から年2回に改め、年間総会期日数を増やす。
- (2) **本会議の運営方法等**
「議案に関する質疑」と「県政に対する質問」を分離する。
- (3) **委員会の運営方法等**
常任委員会開催日数を増やし、参考人招致や公聴会の開催など、議案・請願等の内容に応じた的確な審査・調査を行う。
- (4) **本会議・委員会等の開催経費等**
登庁等に係る費用弁償の一部を支給対象としない。

【参考：定例会・臨時会の会期設定状況（平成19年・20年）】

会 期



取組中の課題・問題点

定例会の回数を減らし、会期日数を増やすことによる欠点としては次のようなことが考えられる。

- ① 本会議、委員会等の開催回数が多くなり、開催経費が増加する。
- ② 議事予定にない急遽の開催の場合、定足数に達せず、流会となるおそれがある。
- ③ 議会对応に当たる執行部の行政能率に影響を及ぼすおそれがある。
- ④ 会期日数が多くなり、閉会中の期間が短くなることから、地域での議員活動等の時間が少なくなる。
- ⑤ 定例会の回数が少なくなることから、一事不再議の原則により、会期中に議決した事件と同一の事件を提出できない期間が長くなる。
- ⑥ 定例会の節目が少なくなり、めり張りや緊張感がなくなるおそれがある。

工夫点

検討の過程で、招集権を持つ知事からは、会期日数が増えることに伴い、議会对応に当たる執行部職員の行政能率や議会関係経費にも影響が及ぶことから、議会对応の簡素・効率化や経費の抑制に配慮願いたい旨の意見が示された。

このため、議会と知事との意見交換を行い、議会側から、執行部説明員の範囲を必要最小限とすることや費用弁償の支給対象を一部見直すことなどを検討している旨を説明し、知事の理解を求めた。

議員からは、会期が長くなると県民の意見を聴く機会など地域での議員活動の時間が少なくなるのではないかと心配する意見があったが、委員会等の開催がない休会期間などを活用すれば議員活動を行うことができるということで理解を得た。

効果

定例会の回数を減らし、会期日数を増やすことによる利点としては次のようなことが考えられる。

(1) 開会中の期間が長くなり、機動的、弾力的な議会運営が可能となる

- ① 招集手続を経ずに議長の権限で随時に本会議を開催することができ、災害等の突発的な事件や緊急の行政課題等が発生した場合、臨時会を招集しなくても速やかに対応することができる。
- ② 随時に委員会の所管事務調査ができ、時機を逸せずに詳細な調査が可能となり、委員会活動を充実させることができる。
- ③ 知事の専決処分が少なくなり、議会で審議できる事件が多くなる。

(2) 審議期間を十分に確保することができる

- ① 一般質問だけでなく、上程議案に関する質疑の機会を設けることができる。
- ② 委員会の開催回数を多くするなど、議員間討議の機会を増やすことにより、議案の修正や議提議案の提出などの政策立案、政策提言等を行うことができる。
- ③ 委員会において、利害関係人や学識経験者等から意見を聴取する参考人制度の活用や、手続に時間を要する公聴会制度を活用して県民等の意見を聴くことが容易になる。

(3) 議案等の提出、受理等を行える期間が長くなる

- ① 次の議会の招集を待たずに議案を提出することができるようになり、請負契約締結議案などの早期議決、早期執行が可能になる。
- ② 意見書案、決議案等の時宜に合った提出や議決が可能になる。

住民（職員）の反応・評価

検討案に対する県民からの意見募集（パブリックコメント）を行ったが、このような取組について県民への広報を強化して欲しいという意見や、会期日数の増加により執行部職員の議会対応が増えて県民へのサービスが低下し、議会経費も増大するのではないかという意見が寄せられた。

フォローアップ

平成20年第1回定例会では、委員会開催回数を前年同時期の2倍に増やしたことにより、委員会での審議時間に余裕ができたため、委員間での討議を行うとともに、県民の意見を審査に反映させるために請願者や学識経験者を参考人として積極的に招致するなど、充実した審議を行うことができた。

また、例年は閉会中であったため知事が専決処分していた年度末の県税条例の一部改正についても、本年は3月末が会期中となったため、本会議を開催して審議を行った。

さらに、第2回定例会では、52年ぶりに公聴会を開催して公述人から意見を聴き、審議に反映させることができた。

今後、会期等の見直しに係る検証を踏まえながら、次期改選（平成23年4月）後における定例会の招集回数及び会期について、通年開催も含めて検討していくこととしている。

【参考：本会議・委員会の開催状況等(平成19年・20年)】

	平成19年							平成20年				
	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	第3回 定例会	第4回 定例会	閉会中	計	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	閉会中	計
会期日数	29	4	23	23	23		102	133	1	95		229
本会議開催日数	7	2	5	5	5		24	15	1	13		29
委員会開催回数	15	14	13	18	19	23	102	105		83	17	205
委員会参考人数				10	7	5	22	13		15	13	41
公聴会公述人数										2		2
専決処分(法179条)件数						3	3					

今後の課題

- ① 定例会年2回制の中で、議員間討議や県民参画の機会拡大などの取組を実践し、改善を積み重ねることにより、具体的な成果を挙げていくことが必要である。
- ② このような取組について、様々な手段により県民への広報を積極的に行い、県民の理解と議会に対する信頼を得ていく必要がある。
- ③ 議会の諸活動の増加に伴い、支援に当たる事務局の負担が大きくなっており、事務局態勢を充実する必要がある。

今後取り組む自治体に向けた助言

会期日数を増やす場合、定例会の回数と会期の設定については様々な組み合わせが考えられる。このため、会期等の見直しに当たっては、それぞれの議会が抱える議事運営上の課題や問題点を抽出し、見直しの必要性を十分に議論した上で、実情に応じた運営方法について検討するのが望ましい。

アドレス

<http://www.pref.mie.jp/KENGIKAI/shikumi/torikumi/pdf/minaoshi.pdf>